

であり、又社会的に問題となるものを示してゐる。
 寄居者女工数一万人中疾病又は負傷者の總數實に五割の五千名、
 其の疾病を類別すれば、腹痛一割二分、胃腸病七分三分、脚氣
 二分五厘、結核性疾患一分六厘、
 この結核性に依る死亡者は罹病者の半分を占めて居り、内七割
 は工場で死亡し、三割は痲筋より退職し又解雇されて居る。
 殊に結核性患者は十七八才の少女に多く勤続一年未満の患者し
 てゐる。

以上の統計に明らかな如く、紡績資本家は清浄なる子女を農村より募集し
 こゝから多数の妙令の婦人を一年を出せずして結核性患者となしつゝあるの
 である。以上の事実を考へると如何に紡績工場作業が他の産業と較
 べ衛生上有害であるかを立証してゐると共に紡績女工の罹病が業務上の疾
 病であり紡績資本家に責任あることを明瞭に示してゐる。
 吾等は此の意味に於て凡ゆる職業病の呼吸を公認し得ることと紡績工
 場の改善を要求するのである。

実行方法

- 一、法律上完全なる保証をせしむるため工場法の改正を要求すること。
- 一、夜業の禁止、時間の短縮、工場以外の医料及び衛生設備の完備等
の要求を聯合会が専議部、政治部の關連の題目とし輿論の喚起其
の他の運動をなすこと。

九 ● 選挙法改正の件

提案（原線工組合）
説明者 柴田未廣

理由說明は大会報告に於てある。

現在の普通選挙制限選挙と大差あり。

その方法本報告委員第一任

以上